

公告

南三陸町庁舎・総合支所建設事業 基本設計に関して、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定して、随意契約の相手方の候補とする手続「公募型プロポーザル方式」を実施する。

平成26年12月4日

南三陸町長 佐藤 仁

1 件名

- (1) 業務名 南三陸町庁舎・総合支所建設事業 基本設計プロポーザル
- (2) 業務内容 南三陸町庁舎及び総合支所 基本設計委託業務

2 参加資格条件

次に掲げる全ての要件を満たしていることを条件とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 南三陸町入札参加業者指名停止要領（平成17年南三陸町訓令第37号）による指名停止期間中の者でないこと及びいずれの自治体においても指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者であること。かつ、社員として、構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士を有して、これらの設計業務も行える者であること。また、複数者の協定による連合体も認める。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続の開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 公共施設の設計及び監理の実績を過去10年間で3件以上有し、そのうち1件は延べ面積が3,000㎡以上あること。なお、庁舎の設計及び監理の実績がある場合は、必ず記載すること。

3 実施要領、説明資料の配布場所

南三陸町 建設課

宮城県本吉郡南三陸町字志津川沼田56番2

TEL 0226-46-1377 FAX 0226-46-4557

メールアドレス tyosya.sogoshisyo-propo@town.minamisanriku.miyagi.jp

4 選定スケジュール

- ・平成 26 年 10 月 29 日 (水) 第 1 回審査委員会・委嘱辞令交付
(実施要領原案、運営要領原案等の審議)
- ・平成 26 年 12 月 4 日 (木) プロポーザル公告
- ・平成 26 年 12 月 4 日 (木) ~12 月 12 日 (金) 実施要領・資料配布期間
- ・平成 26 年 12 月 4 日 (木) ~12 月 12 日 (金) 質問受付期間
- ・平成 26 年 12 月 19 日 (金) 質問回答
- ・平成 26 年 12 月 4 日 (木) ~12 月 24 日 (水) 参加表明書提出期間
- ・平成 27 年 1 月 15 日 (木) プロポーザル提案書 提出期限
- ・平成 27 年 1 月 下旬 第 2 回審査委員会 (5 者程度選考)
(審査委員会翌日) 第 1 次審査結果 通知
- ・平成 27 年 2 月 上旬 第 3 回審査委員会
(プレゼンテーション、ヒアリング、質疑⇒審査「優秀賞者・次点者」決定)
(審査委員会翌日) 優秀賞者・次点者への通知
- ・平成 27 年 2 月 中旬 結果発表 ホームページ掲載

5 質問の提出期限、方法

- (1) 提出期限 平成 26 年 12 月 12 日 (金) 午後 5 時 15 分
- (2) 提出方法 所定の質問書に質問事項を記載の上、下記アドレス宛に電子メールを送信する方法により提出すること。

tyosya.sogoshisyo-propo@town.minamisanriku.miyagi.jp

6 質問への回答

- (1) 回答日 平成 26 年 12 月 19 日
- (2) 回答の方法 平成 26 年 12 月 12 日までに参加表明書又は質問書を提出した全ての者に対して電子メールで送信する方法により回答する。

7 参加表明書の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期限 平成 26 年 12 月 24 日 (水) 午後 5 時 15 分
- (2) 提出場所 南三陸町 建設課
- (3) 提出方法 書面により、郵送又は持参により提出すること。なお、郵送の場合、提出期限まで到着したものについて受け付ける。

8 提案書の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期限 平成 26 年 1 月 15 日 (木) 午後 5 時 15 分

- (2) 提出場所 南三陸町 建設課
- (3) 提出方法 参加表明書及び質問書を除いた全ての図書を、書面により、郵送又は持参により提出すること。なお、郵送の場合、提出期限まで到着したものについて受け付ける。

9 審査、審査結果

- (1) 本プロポーザルの審査は、2段階とする。
- (2) 第1次審査は、提案書の審査により、5者程度を選定する。その後、第2次審査においては、選定された者からのプレゼンテーション及びヒアリングを行い、最良の提案をした設計者(以下、「優秀賞者」という。)及び次点の設計者を選定する。
- (3) 第1次審査の終了後、速やかに、応募者全員に選考結果を通知する。なお、第1次審査の合格者へは、第2次審査委員会が行われるヒアリングの会場、時間等も併せて通知する。
- (4) 第2次審査委員会への出席は、総括責任者及び意匠担当主任技術者(2名以内)他1名、計4名までの参加を認める。第2次審査終了後、速やかに、審査結果を第1次審査合格者全員に通知する。なお、優秀賞者と本設計の契約を優先して随意契約の交渉を行う。
- (5) 第2次審査の終了後、速やかに、審査の経過と講評を南三陸町ホームページに公表する。

10 失格事項

次の事項に該当した場合は、失格とする。

- ① 参加資格等に該当しない、又は提出期限に遅れた場合
- ② 記載必要事項の全部若しくは一部が記載されていない場合又は虚偽の記載をした場合
- ③ 記載事項に示されている以外の内容が記載されている場合
- ④ 第2次審査におけるプレゼンテーション及びヒアリングの開始時刻に遅れた場合
- ⑤ 審査委員の審査に影響を及ぼす接触等を行った場合

11 契約について

南三陸町は、優秀賞者を相手方として随意契約による契約手続を進めるものとする。なお、優秀賞者との契約交渉が整わない場合には、次点の者を相手方として随意契約による契約手続を進めるものとする。